

福岡県弁護士会紛争解決センターが
豪雨災害に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の調停(災害ADR)

令和2年7月豪雨により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？

弁護士会の調停(災害ADR)は、民事上の紛争について、弁護士があっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は
無料です
(紛争解決時には成立
手数料が発生します)

申立てを
弁護士が
サポートします

原則**3回以内**の
話し合いで紛争解決
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある
紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震の際にも数多く利
用されています。

お問い合わせ
福岡県弁護士会 天神弁護士センター
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2F
TEL 092-741-3208 FAX 092-752-1330

不安を、安心に。

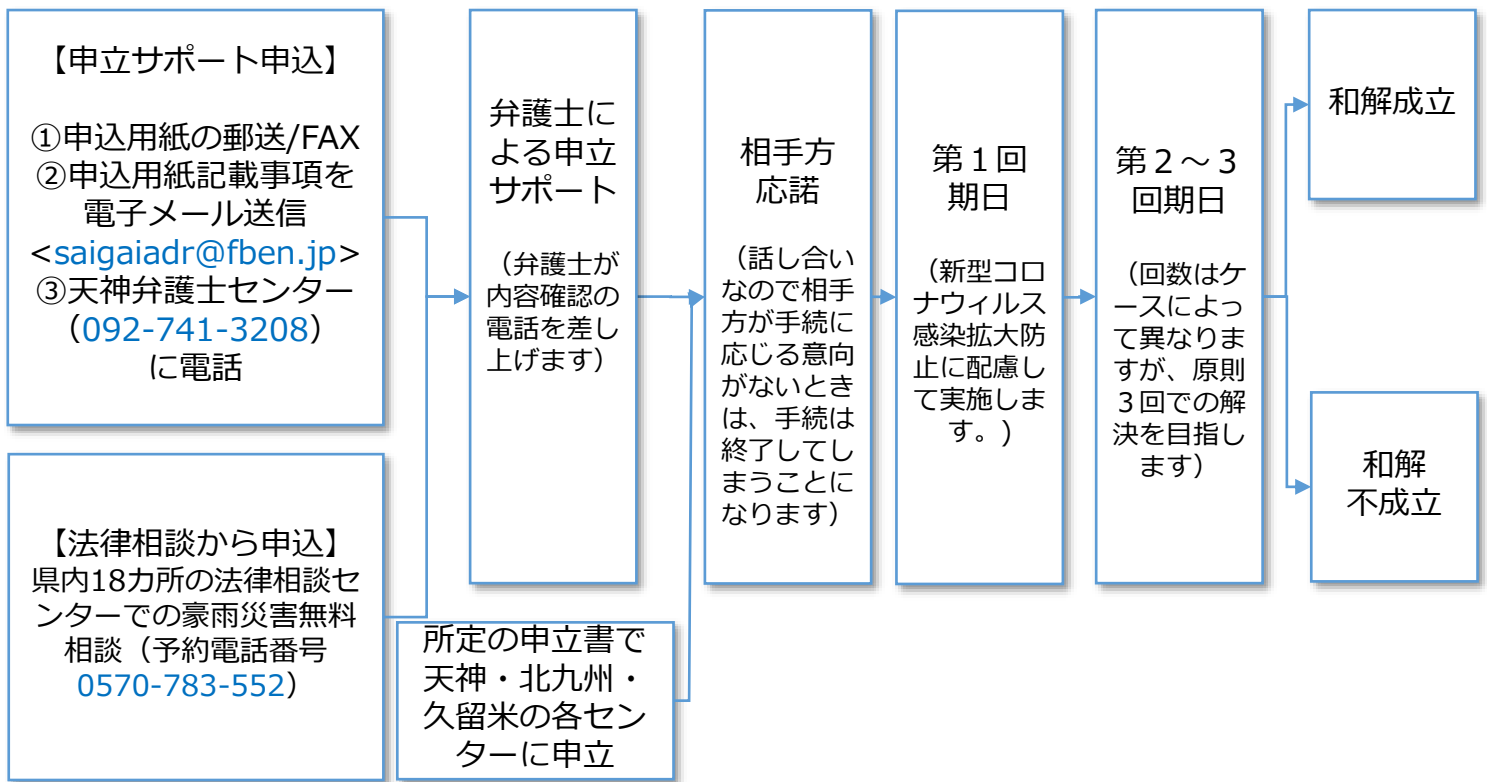


福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

<http://www.fben.jp/>

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料は、**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	4%
100万円超～300万円以下	2.5% + 1.5万円
300万円超～3000万円以下	0.5% + 7.5万円
3000万円超	0.25% + 15万円

(別途消費税が加算されます)

福岡県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 092-752-1330)

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申 込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相 手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		

【相談日】 ____年 ____月 ____日 【相談場所】 ____ 【相談担当弁護士名】 ____